多北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇ 告 示	ページ
0	指定納付受託者の指定【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】	
0	徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】	2
		3
	◇ 公 告	
\bigcirc	開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	
		9
0	大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・ サービス産業政策課】	
\bigcirc	リーころ産業政策課】 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】	1 0
O	是如び虎工【建未 部川均沿等即建未留且脉】	1 2
	◇ 市選挙管理委員会	
0	各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及 び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員 会事務局選挙課】	1 3

北九州市告示第249号

各区役所市民課等の窓口における証明書発行手数料等の納付について、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定による指 定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月6日

北九州市長 武 内 和 久

指定納	寸 受 託 者	 指定をした日	 指定期間
名 称	住 所		
J ペイメントサ	福岡市博多区博	令和5年4月1	令和5年4月1
ービス株式会社	多駅前四丁目3	日	日から同年6月
	番18号		30日まで

北九州市告示第250号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)第40条第1項 の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のと おり委託した。

令和5年6月6日

北九州市長 武 内 和 久

拡乳のタチ	受	託 者	未 北
施設の名称	名 称	住 所	委託期間
北九州市立総合体	公益財団法人	北九州市八幡	令和5年4
育館	北九州市スポ	東区八王子町	月1日から
北九州市立若松体	ーツ協会 会	4番1号	同年6月3
育館	長 高田寿一		0 日まで
八幡東体育館	郎		
北九州市立折尾ス			
ポーツセンター			
北九州市立鞘ヶ谷			
競技場			
高炉台球場			
都島球場			
北九州市立若松武			
道場			
北九州市立新門司	特定非営利活	北九州市門司	
庭球場	動法人北九州	区新門司北二	
北九州市立新門司	フットボール	丁目6番2号	
運動場	クラブ 理事		
北九州市立新門司	長 籾井 徹		
球技場			
北九州市民球場	北九州野球株	北九州市小倉	
三萩野球場	式会社 代表	北区三萩野二	
	取締役社長	丁目10番1	
	田中亮一郎	号	
桃園球場	スピナ・シン	北九州市八幡	
桃園運動場	コースポーツ	東区平野二丁	

桃園庭球場	共同事業体	目 1 1 番 1 号
北九州市立大谷球	共同事業体代	
場	表者株式会社	
北九州市立桃園市	スピナ 代表	
民プール	取締役 野嵜	
	武秀	
的場池体育館	株式会社スピ	北九州市八幡
的場池球場	ナ代表取締	東区平野二丁
ひびきコスモス運	役 野嵜武秀	目 1 1 番 1 号
動場		
北九州市立若松庭		
球場		
北九州市立若松球		
場		
北九州市立若松球		
技場		
曽根臨海運動場		
文化記念プール	九州林産株式	福岡市南区野
文化記念公園管理	会社 代表取	間三丁目7番
棟	締役社長 中	2 0 号
文化記念運動場	島豊	
文化記念庭球場		
北九州市立新門司	北九州スポー	東京都品川区
体育館	ツネットワー	東品川四丁目
北九州市立門司体	ク協同事業体	10番1号
育館	共同事業代	
北九州市立小倉北	表者 コナミ	
体育館	スポーツ株式	
北九州市立小倉南	会社代表取	
体育館	締役 室田健	
門司球場	志	
北九州市立門司青		
少年体育館		
大里柔剣道場		

北九州市立門司弓		
道場		
北九州市立小倉南		
武道場		
北九州市小倉南庭		
球場		
北九州市立新門司		
温水プール		
大里プール		
和布刈塩水プール		
紫川河畔庭球場		
紫川河畔プール		
城野体育館		
本城陸上競技場	スポーツパー	福岡市南区大
本城運動場	クパートナー	池一丁目23
本城球場	ズ本城共同事	番 1 5 号
	業体 共同事	
	業体代表者	
	日本体育施設	
	株式会社 九	
	州営業所 所	
	長神倉正法	
北九州市立浅生ス	戸畑スポーツ	北九州市小倉
ポーツセンター	コミュニティ	北区砂津二丁
	共同事業体	目 1 1 番 2 3
	共同事業体代	号
	表者 株式会	
	社オリエンタ	
	ルコンサルタ	
	ンツ北九州事	
	務所 所長	
	重中一人	
北九州スタジアム	株式会社ウイ	北九州市小倉
	ンドシップ北	北区米町二丁

	九州代表取	目 2 番 1 番
	 締役 竹中休	
	義	
北九州市立門司庭	門司庭球協会	北九州市門司
球場	会長 柊山	区清見一丁目
田野浦庭球場	幸志郎	17番12-
		1 0 4 号
北九州市門司弓道	大里弓道場会	北九州市門司
場	運営委員会	区大里東一丁
	会長 西原邦	目 4 番 8 号
	男	
北九州市立門司青	門司青少年体	北九州市門司
少年体育館	育館運営委員	区東門司一丁
	会 委員長	目 1 番 2 4 号
	吉永髙敏	
大里柔剣道場	大里柔剣道場	北九州市門司
	運営委員会	区不老町一丁
	委員長 中島	目 1 番 4 号
	慎一	
勝山弓道場	勝山弓道場運	北九州市小倉
	営委員会 会	北区城内4番
	長杉原義勝	
北九州市立小倉北	小倉北柔剣道	北九州市小倉
柔剣道場	場運営委員会	北区田町14
	会長 倉本	番 1 9 号
	賢一 ************************************	II. I. 101 I. 1
三萩野体育館	特定非営利活	北九州市小倉
	動法人北九	北区三萩野三
	州市レクリエ	丁目3番1号
	ーション協会	
	会長 柏木康 彦	
 三 萩 野 庭 球 場	三萩野庭球場	北九州市小倉
	運営委員会	北区三萩野三

	会長 玉木昭	丁目3番2号
	和	
北九州市立曽根体	曽根体育館運	北九州市小倉
育館	営委員会 会	南区下曽根四
	長岩木憲治	丁目22番2
		号
吉田太陽の丘庭球	太陽の丘公園	北九州市小倉
場	管理運営委員	南区中吉田二
	会会長齋	丁目10番
	藤博	
北九州市立若松武	若松武道場弓	北九州市若松
道場	道場管理委員	区古前一丁目
	会 会長 吉	1番2号
	竹康年	
北九州市八幡東柔	八幡東柔剣道	北九州市八幡
剣道場	 場運営委員会	東区尾倉二丁
	 会長 日名	目8番34号
	子公	
北九州市立香月ス	特定非営利活	北九州市八幡
ポーツセンター	動法人香月・	西区香月西四
香月中央庭球場	千代スポーツ	丁目1番1号
香月中央運動場	クラブ 会長	
北九州市立城山体	特定非営利活	北九州市八幡
育館	 動 法 人 北 九 州	東区昭和一丁
北九州市立城山庭	スポーツクラ	目 1 番 5 号
球場	ブACE 理	
北九州市立城山球	 事長 上村英	
場	樹	
城山緑地アーチェ		
リー場		
H I II I I I I I I I I I I I I I I I I		
北九州市立八幡西	八 幡 西 柔 剣 道	北九州市八幡
北九州市立八幡四	八幡西柔剣道 場運営委員会	北九州市八幡西区則松七丁

	滋	号	
北九州市立黒崎体	黒崎体育館運	北九州市八幡	
育館	営委員会 会	西区藤田四丁	
	長 平山禄祐	目1番1号	
的場池弓道場	的場池弓道場	北九州市八幡	
	運営委員会	西区的場町1	
	会長 四位一	番 2 号	
	成		

北九州市公告第371号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和5年6月6日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の 名称	開発行為者
北九州市小倉南区朽網東五丁目21	北九州市小倉北区下到津四丁目 9
8番8、218番25から218番	番 2 号
33まで、257番1及び257番	東宝ホーム株式会社
18から257番57まで	代表取締役 渡部 通

北九州市公告第372号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和5年6月6日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン若松ショッピングセンター 北九州市若松区二島一丁目3番103ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者 グリーンプラザ開発株式会社 福岡県中間市上蓮花一丁目2番1号 代表取締役 小林 祐馬
- 3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置

ア 変更前 廃棄物等保管施設 1 20立方メートル 廃棄物等保管施設 2 20立方メートル 廃棄物等保管施設 3 8立方メートル 計 48立方メートル

イ 変更後 廃棄物等保管施設 1 8 立方メートル 廃棄物等保管施設 2 8 立方メートル 廃棄物等保管施設 3 1 6 立方メートル 廃棄物等保管施設 4 1 6 立方メートル 計 4 8 立方メートル

- 4 変更する年月日令和6年1月30日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和5年5月29日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課
- (2) 北九州市若松区浜町一丁目1番1号 北九州市若松区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年10月10日まで(日曜日、土曜日及び国民の 祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。) の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年10月10日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第373号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則 (昭和46年北九州市規則第71号) 第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月6日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 廃止年月日及び廃止番号令和5年6月6日 第2号
- 2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉北区下富野五丁目94		
3番1、943番4、943番5及	6.00	22.50
び943番17		

北九州市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和5年6月1日

北九州市選挙管理委員会委員長 富 増 健 次

1 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び第75条第 1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4 条第1項(合併協議会設置の請求)及び第5条第1項(同一請求関係市町村 の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の50分 の1の数

1万5,595人

2 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、第81条第1項(市長の解職の請求)及び第86条第1項(副市長、選挙管理委員(市の選挙管理委員に限る。)又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万6,623人

3 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び第86条第1項(選挙管理委員(区の選挙管理委員に限る。)の解職の請求)に規定する 選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万6,708人

小倉北区 5万272人

小倉南区 5万7,664人

若松区 2万2,315人

八幡東区 1万8,066人

八幡西区 6万9,071人

戸畑区 1万5,819人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙 管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び第5条第15項 (合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置 協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数 12万9,957人